

**令和7年度国内若年層向け観光誘致プロモーション業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

札幌市国内観光プロモーション実行委員会（以下、「委託者」という）

2 業務名

令和7年度国内若年層向け観光誘致プロモーション業務

3 業務の目的

札幌市における国内観光客数は秋から春先にかけて減少するため、この観光閑散期に積極的なプロモーションを展開することで、通年での観光客数底上げを図る必要がある。また、国内来札観光客の約3割は20代で構成されており、年代別に見ると最も構成割合の多いボリュームゾーンとなっている。本事業では、来札者の多い20代を中心とした若年層に対して、秋から春先にかけての誘客、観光消費額増を図るとともに、新たな札幌ファンの獲得にもつなげるプロモーションを実施することを目的とする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

上記の目的を達成するため、道外（国内）の20代を中心とした若年層向けに以下に示す業務を行うこと。

(1) ターゲット

首都圏・関西圏を中心として道外（国内）に在住する、20代を中心とした若年層の一般消費者をターゲットとする。なお、プロモーションを更に効果的なものとするため、ターゲットを更に絞り込むことについては否定しない。

(2) プロモーション時期

札幌市の国内観光客数が減少する秋から春先を中心とした誘客、観光消費額増を実現できるよう、当該期間の来札者が旅行検討を行う時期などの効果的なタイミングでプロモーションを実施すること。

(3) プロモーション内容

上記業務目的の達成のため、札幌市の観光動向や観光資源、及び若年層の志向や観光動態の分析を行ったうえで、ターゲット層に向け情報発信を行うこと。

ア 情報発信媒体、手法

若年層が観光情報の収集に使用するWEBメディアやSNS、若年層に影響力のあるインフルエンサーの活用など、ターゲットへの情報発信に効果的な媒体を使用すること。また発信においては、多くのターゲットに対し、札幌の魅力を深く訴求できるよう、適宜広告等を実施しながら情報の拡散を行うこと。

情報発信のため制作した動画や記事などは、本業務の事業期間終了後も可能な限り長く使用できるよう調整すること。

イ 発信内容

札幌市や若年層に対する分析に基づいた発信コンセプトを策定したうえで、札幌市の国内観光客数が減少する秋から春先を中心とした誘客、観光消費額増につながる発信内容とすること。若年層の約半数は来札未経験者であるため、札幌の王道のコンテンツなどを交えながら、若年層にとって魅力的だと思われるコンテンツなども織り交ぜて、発信すること。また発信にあたっては、コンテンツの紹介だけではなく、札幌での具体的な滞在イメージも訴求し、ターゲットが実際に行程に組み込めるような工夫を行うこと。

(4) 独自提案

その他事業目的達成に資するアイデア・独自提案があれば提案すること。

(5) 事業実施に係る効果測定と分析

ア 事業実施計画及びKPIの策定

イ 継続的なデータ収集及び分析

ウ 分析結果に応じた戦略の提案

(6) 実施結果の報告

月に1回程度の定期的な進捗報告に加え、指定の期限までに、実施概要、実施結果

及び効果（実施により得られた送客効果やその他の二次的なプロモーション効果等）を取りまとめ報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 実施方針

札幌市の観光動向や観光資源、及び若年層の志向や観光動態について分析し、若年層市場における来札旅行に対する解釈を示したうえで、6(1)(2)に記載したターゲット及びプロモーション時期をふまえた本事業実施に当たっての基本的な考え方、企画の特徴やテーマを、その策定根拠とともに明らかにすること。また、ターゲットを独自に絞り込む場合はその理由についても示すこと。

(2) プロモーション内容

ア 情報発信媒及び手法

WEBメディアやSNS、インフルエンサーなど、情報発信を行う媒体の概要（活動地域、発信力・影響力、取り扱っている情報の内容、読者・視聴者の属性等）とともに、情報発信の手法（発信地域・時期、情報拡散のための仕掛け、各発信媒体の連動方法、広告等）について具体的に示すこと。また、これらの媒体を選定した理由や、発信手法における工夫について示すこと。

併せて、それらの発信がターゲットに対し効果的に魅力を訴求できるものであり、観光閑散期における誘客や観光消費単価の増加等に繋がると見込む理由について示すこと。

イ 情報発信内容

各媒体での情報発信のコンセプト、分量（記事・動画の長さ、発信回数等）、構成、発信内容等について具体的に示すこと。また、コンテンツのデザインについて、視覚的に確認できる例を示すこと。

(3) 効果測定と分析

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(4) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(5) 見積

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

(1) 本プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
------	----

ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和7年5月8日(木)
イ 参加申込書の提出期限	令和7年5月19日(月)12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和7年5月30日(金)12時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和7年6月11日(水)
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和7年6月中旬
カ 契約締結	令和7年6月下旬

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、実行委員会事務局(札幌市観光・MICE 推進課内)へ郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)又は持参により提出すること。

ア 参加申込書(様式1)	1部
イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面使用)	
・表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3部
・提案者の団体名称が記載されていないもの	15部
ウ 上記イのPDFデータ(CD又はDVD)	1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出のあった申込書類は返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

令和7年5月13日(火)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【令和7年度国内若年層向け観光誘致プロモーション業務】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、当実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国内観光プロモーション企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の的確性 (7(1)関係)	実施方針の策定に係る分析は適切であり、方針内容や企画の特徴・テーマは本事業の目的に沿った的確なものであるか。	15
ターゲットへの情報 発信(7(2)関係)	情報発信を行う媒体はターゲットに対し発信力や影響力があるか。	20
	情報発信の手法は、多くのターゲットに対し情報拡散が期待できるものであり、観光閑散期を中心とした誘客に繋がるものであるか。	25
	情報発信のコンセプトや内容は、ターゲットに対して効果的に札幌の魅力を訴求できるものであるか。	20
効果・目標の妥当性 (7-(3) 関係)	プロモーション効果を測る指標は適切であり、設定されている目標の水準は本事業の目的達成に向けて妥当なものであるか。	10
体制・計画の適否 (7-(4) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5

経費の妥当性 (7-5) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5
---------------------	---------------------	---

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

- ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国内観光プロモーション実行委員会事務局 吉村、小笠原
(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp